

令和2年 第3回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和2年3月27日 午後6時30分						
開会日時	令和2年3月27日 午後6時30分						
閉会日時	令和2年3月27日 午後9時10分						
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室						
教育長	朝倉 孝						
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴	出	主幹兼大井図書館長 橋本鶴人	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	主幹兼大井中央公民館長 内田徳子	出
	3	丸山 昇	出	教育総務課長 上原久和	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎直成	出
	4	茂井万里絵	出	学校教育課長 星野和久	出	主幹兼おおぞら学校給食センター所長 岡田 彰	出
				学校給食課長 川島美紀	出	文化・スポーツ振興課長 吉村敏世	出
				社会教育課長 岩崎明央	出		
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	0人			
<b>会 議 概 要</b>							
議 事 等							
第7号議案	ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて（再提案）（可決）						
第10号議案	令和2年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて（可決）						
第11号議案	第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画を策定することについて（可決）						
第12号議案	第三次ふじみ野市立図書館サービス計画を策定することについて（可決）						
第13号議案	ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則を定めることについて（可決）						
第14号議案	ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を定めることについて（可決）						
第15号議案	ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて（可決）						

第 1 6 号議案	ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて（可決）
第 1 7 号議案	ふじみ野市教育相談室設置条例施行規則の一部を改正することについて（可決）
第 1 8 号議案	ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正することについて（可決）
第 1 9 号議案	ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて（可決）
第 2 0 号議案	ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて（可決）
第 2 1 号議案	ふじみ野市社会教育指導員設置規則を廃止することについて（可決）
第 2 2 号議案	ふじみ野市校内通信ネットワーク整備業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて（可決）
第 2 3 号議案	ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて（可決）
第 2 4 号議案	ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて（可決）
第 2 5 号議案	ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて（可決）
第 2 6 号議案	ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて（可決）
第 2 7 号議案	ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて（可決）
第 2 8 号議案	ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱を制定することについて（可決）
第 2 9 号議案	ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 0 号議案	ふじみ野市学び育ちサポーター設置要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 1 号議案	ふじみ野市中学校教科補充講師設置要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 2 号議案	ふじみ野市少人数指導支援員設置要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 3 号議案	ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 4 号議案	ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて（可決）

第 3 5 号議案	ふじみ野市ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 6 号議案	ふじみ野市立図書館資料の複写事務取扱要綱の一部を改正することについて（可決）
第 3 7 号議案	ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱及びふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱を廃止することについて（可決）
第 3 8 号議案	令和 2 年度ふじみ野市教育委員会職員人事について（可決）
第 3 9 号議案	令和 2 年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて（可決）
第 4 0 号議案	ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針を定めることについて（可決）
第 4 1 号議案	ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて（可決）
第 4 2 号議案	ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて（可決）
第 4 3 号議案	ふじみ野市障がい者活躍推進計画を策定することについて（可決）
報告事項	令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 9 号）について（承認）
報告事項	令和 2 年度ふじみ野市一般会計予算について（承認）
報告事項	令和 2 年第 1 回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について
報告事項	ふじみ野立小・中学校通学区域（ふじみ野市大原二丁目 1 7 3 5 番 1 外）の編成の諮問の変更について（承認）
報告事項	ふじみ野市文化施設管理運計画（本編）について（最終答申）及びパブリックコメントの結果について（承認）
報告事項	ふじみ野市文化財保護審議会の答申について（承認）

(1 8 時 3 0 分)	<b>○開会の宣告</b>
教育長	ただ今から、令和 2 年第 3 回定例会教育委員会会議を開催いたします。
	<b>○会議録の承認</b>
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

各委員 教育長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。</p>
教育長	<p><b>○教育長からの報告</b></p> <p>私から、御報告させていただきます。コロナ感染症に基づく学校の臨時休業、4月8日からの学校の再開については、すでにお知らせしたところ です。また、GIGAスクールについては、国の補正予算が成立し、また、本市の補正予算も議決されました。令和2年度中に、すべての学校のネットワークの環境が6Aになり、子供たちが一斉にタブレット等でアクセスしても耐えられるような内容になってくるということです。今後も逐次御報告をさせていただきます。</p>
教育長	<p><b>○本日の議事</b></p> <p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案34件、報告事項6件ですが、議案等の審議に入る前に、委員の皆様にご本日の審議方法等についてお諮りしたいことが4点ございます。</p> <p>1点目ですが、お手元の議案一覧の報告事項のうち件数番号39番の「ふじみ野市文化施設管理運営計画（本編）について（最終答申）及びパブリックコメントの結果について」を議事の都合により、最初に報告させていただきます。</p> <p>2点目ですが、件数番号1番の第7号議案「ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて」は、前回提出させていただいた議案ですが、再提出となっておりますので、ここに提出させていただくものです。同時に件数番号21番の第29号議案「ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて」は関連した内容となりますので、審議を円滑に進めるため一括審議とし、第29号議案、第7号議案の順に続けて説明を行い、一括して質問をお受けした後、採択は1件ずつ行いたい</p>

<p>各委員 教育長</p>	<p>と思います。</p> <p>3点目ですが、件数番号30番の第38号議案「令和2年度ふじみ野市教育委員会職員人事について」は、審議の順序を変更し、報告事項の後に非公開として御審議いただきたいと思います。</p> <p>次に4点目ですが、第43号議案として「ふじみ野市障がい者活躍推進計画を策定することについて」を追加議案として提案させていただきたいと思います。</p> <p>以上4点ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように議事を進めさせていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○提案理由の説明</b></p> <p>それでは、教育部長から議案35件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(提案理由を説明)</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>それでは、先ほどお諮りしたとおり、始めに件数番号39番の報告事項「ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について(最終答申)及びパブリックコメントの結果について」社会教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編)について(最終答申)及びパブリックコメントの結果について、御報告します。</p> <p>2月18日の定例教育委員会会議において、御了承いただきました「ふじみ野市文化施設管理運営計画(本編案)」策定については、教育委員会での提言も踏まえ、翌日19日に開催されました「ふじみ野市文化振興審議会」にて報告をいたしました。この会議では各会議の意見を踏まえ、最終答申(案)として3月2日に「文化施設管理運営計画(本編)」を市長に答申いたしました。</p> <p>それでは、この最終答申につきまして、文化・スポーツ振興課の吉村課長から説明とパブリックコメントの結果について報告があります。</p>
<p>文化・スポーツ振興課長</p>	<p>最終答申として、文化振興審議会から市長に答申がされました。具体的な内容ですが、答申書中段辺りにありますように、本計画は、基本構想で</p>

示した「集う」「憩う」、「創り出す」「発信する」、「学ぶ」「育む」、「出会う」「触れ合う」、「育てる」「継承する」というような新たな文化施設に求める機能の具現化として「文化芸術と生涯学習の拠点」と位置付けております。その中で図書館事業、生涯学習事業というようなところを市民の力、民間の力と連携した新たな事業展開を進めていきたいという内容です。従来、個別運営が中心でした社会教育施設から、今後は東西の文化施設が事業で交流し、市民や団体のつながりが全市的に広がり、まちのあちこちでというところがふじみ野らしいサードプレイスとなることを期待するものといった位置付けをしたものです。最後に付け加えましたのは、シンボルであり、市民に親しまれる東西の新文化施設の名称、市民参加のあり方についても早急に検討をといた内容です。

これらの内容を受け、3月9日から本日までパブリックコメントを実施しました。昨日、本日に集中して意見が提出され、本日お示した資料は正午時点のもので、提出者24名、提出件数57件でした。午後5時に締め切った段階では、提出者36名、提出件数は100件くらいという結果です。

意見は同じ系統のものが多くありました。

例えば、計画の45ページの営利利用については利用させないで欲しい、障がい者団体が活動資金のために利用するのであれば良いが、民間の利用は反対であるといった意見が9件ありました。また、減免制度は継続すべき、私たちは自分の利益のためでなく、文化の質を高めるために活動しているという意見が約半数の10件ありました。使用料ですが、新文化施設で再度使用料を変更するのは反対が11件でした。指定管理の関係ですが、市の公民館職員を配置して欲しい、指定管理者に運営を任せるのは反対、市の直営でやって欲しいが半分以上でした。最後に公民館についてですが、公民館をなくさないで欲しい、公民館は社会教育施設として利用されるべき、歴史を考えて構想を練って欲しい、存在意味が不明、役割を改めて説明して欲しいといったが寄せられました。

現時点では、計画の変更、見直しは考えていませんが、提出された意見には3月末までに御回答申し上げ、計画を策定していきたいと考えています。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>ここで、文化・スポーツ振興課長は、退席となります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(文化・スポーツ振興課長：退席)</p>
教育長	<p><b>○第29号議案、第7号議案</b></p> <p>次に、議案の審議に移ります。先ほど2点目で、お諮りしましたとおり、第29号議案と第7号議案については一括審議といたします。学校教育課長より続けて両議案の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>第29号議案及び第7号議案について御説明します。</p> <p>2月の定例教育委員会会議において、「ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて」をお諮りさせていただきましたが、懲戒処分等の規定が記載されていないとの御指摘をいただき、再提案となっております。御指摘のように、いかなるハラスメントも許されるものではなく、程度に応じて懲戒処分のための措置を講じなくてはならないこと、また、パワー・ハラスメント防止要綱、セクシュアル・ハラスメント防止要綱には懲戒処分等の記載がされており、整合性を図るという理由から、本日、29号議案において、ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正した上で、運用基準を改めて再提案させていただきます。まず、第29号議案の新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第8条（懲戒処分等）として、条文を明記させていただきました。</p> <p>続いて、第7号議案、資料の3枚目の最後を御覧ください。「6 要綱第8条（懲戒処分等）関係」として、以下の一文を加えて再提案させて</p>

	<p>いただきます。内容や過去5年間の発生件数は、前回ご説明したとおりです。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは第29号議案、第7号議案について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>(なし)</p>
各委員	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第29号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第29号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
各委員	<p>続きまして第7号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第7号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第7号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>○第10号議案</b></p>
教育長	<p>次に、第10号議案「令和2年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>第10号議案について御説明いたします。</p> <p>この件については、先月の定例教育委員会会議で報告事項として提出し、委員の皆様から御意見を頂戴しました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今回の議案は、御指摘いただいた事項を検討するとともに、併せて数値の精査、文言の見直しを行いました。変更した部分には下線を付してありますが、主な点を御説明いたします。</p> <p>まず12ページを御覧ください。「⑧食育の推進」の下から2つ目の指標「栄養士による職員対象衛生講習会」の指標名中「栄養教諭」を包括的に表現するため、「栄養士」に変更しました。</p> <p>15ページを御覧ください。「⑭格差是正のためのセーフティーネットの充実」の1番上の指標の最終目標値は、他の部門計画との整合を図るため、「30人」から「40人」に変更しました。</p>

20ページを御覧ください。「⑤教職員の人事管理制度の充実」の1番下の指標の基準値から最終目標値までは、前回の会議で、できるだけ数値化するよう御意見をいただきましたので、それぞれ1カ月平均の時間数で設定し直しました。

21ページを御覧ください。「①家庭・地域の教育力を生かす教育の充実」の上から2つ目の「地域協働学校の推進」は、前回、教育振興基本計画の関連指標のほうが適切との御意見をいただきました。確かに、この関連指標は5年後の到達点を評価する上では有効ではありますが、アンケート調査を実施・集計を行うことで明らかになるものですから、あらためて次期計画策定時に調査をさせていただくことにしたいと考えます。多少ニュアンスが異なるところはありますが、全国学力・学習状況調査の質問にあります「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合を毎年の進行管理の指標として設定しました。

22ページを御覧ください。「③ふじみ野市版コミュニティスクール「地域協働学校」の推進」の1番下「地域学校協働活動との連携」については、学校教育課と社会教育課が共同で取り組んでいくものですから、担当課を併記することにしました。

また、最終年度への工程はわかるよう、目標値には令和3年度から段階的に取り組んでいくことをカッコ書きで明記しました。28ページ、「②学びの成果を還元する仕組みの充実」の1番上、「地域学校協働コーディネーター研修会の開催」も同様にカッコ書きで明記しました。

なお、今回は別添としていました用語説明は、すべて脚注とし見やすくしました。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

教育長

それでは第10号議案について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

質問がないようですので、お諮りします。

第10号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(全員賛成)

	<p>賛成総員と認め、第10号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>○第11号議案</b></p> <p>次に、第11号議案「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画を策定することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p>
教育長	<p>第11号議案について御説明します。</p> <p>前回の教育委員会議で御報告した案を修正し、今回議案として提出しました。</p> <p>主な修正点は次のとおりです。</p> <p>①「子ども」の表記を「子供」に改める。(計画全般)</p> <p>②インターネット関連の語句については「SNS」に統一する。(計画全般)</p> <p>③37ページ、数値目標の「1か月で1冊以上本を読む児童・生徒の割合」の令和4年の目標値を小・中学生それぞれ75%に上方修正した。</p> <p>本計画案については、2月22日から3月22日までパブリック・コメントを実施しました。御意見が1件ありましたが、これに対する市の考え方をまとめ、計画案の修正はしないこととしました。</p> <p>なお、計画案の巻末に関係資料を添付しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
大井図書館長	<p>それでは第11号議案について、各委員の皆様から御質問・御意見がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>内容的には素晴らしいと思います。しかし、どのように市民にアピールしていくかという課題はあるので、ぜひ、より市民にわかりやすく活動を説明するため、図書館は何をしているのかが一目でわかるようなものをつくって欲しいと思います。</p>
丸山委員	<p>ほかにございますか。</p> <p>(なし)</p>
教育長	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
各委員	<p>第11号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>(全員賛成)</p>
各委員	

教育長	賛成総員と認め、第 1 1 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	<p><b>○第 1 2 号議案</b></p> <p>次に、第 1 2 号議案「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画を策定することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p>
大井図書館長	<p>第 1 2 号議案について御説明します。</p> <p>前回の教育委員会議で御報告した案を修正し、今回議案として提出しました。</p> <p>主な修正点は次のとおりです。</p> <p>① 1 ページ「はじめに」の国・埼玉県・本市の動向を見やすくするため、文章から箇条書きに変更する。</p> <p>② 「子ども」の表記を「子供」に改める。（1 8 ページ）</p> <p>本計画案については、2 月 2 2 日から 3 月 2 2 日までパブリック・コメントを実施しました。御意見が 7 件ありましたが、これに対する市の考え方をまとめ、計画案の修正はしないこととしました。</p> <p>なお、計画案の巻末に関係資料を添付しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	それでは第 1 2 号議案について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	<p>御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第 1 2 号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 1 2 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	<p><b>○第 1 3 号議案</b></p> <p>次に、第 1 3 号議案「ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則を定めることについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	第 1 3 号議案について、御説明いたします。

なお、第13号議案及び第14号議案、第27号議案、第37号議案は、本年4月1日から会計年度任用職員を導入するに当たり、必要な例規の整備を行うものです。本市の会計年度任用職員制度の概要については、第13号議案の最後の参考資料2を御参照ください。

それでは、第13号議案の概要を御説明します。

議案、規則条文をおめくりいただき、参考資料1の「ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」を御覧ください。条例では、最後にある別表1の項から4の項において、職種及び報酬の月額限度額を包括的に規定し、詳細は規則に委任しています。

今度は規則を御覧ください。条例を受けて規則では、別表報酬等基準額表において、職種の区分及びそれに対応する報酬等基準月額を定めました。報酬等基準月額は、それぞれの職務内容を勘案して調整したものです。

なお、条例では職種は4区分となっていますが、条例別表3の項の看護師、歯科衛生士、管理栄養士に類する職種が無かったため、規則では3区分になっています。

次に、条例第3条の報酬の基本額の特例に該当する職員としては、規則第4条において、特別教育相談員及び教育心理相談員を規定し、報酬の基本額は月額9,650円としました。

その他の事項については、市長が定める規則の例によることとしました。説明は以上です。

御審議よろしく申し上げます。

教育長

それでは第13号議案について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

丸山委員

改正前と後では金額は変わりますか。

教育総務課長

規則では月額で記載していますが、時給の方については時給換算をします。当課で所管する学校事務職員の例では、現在の時給は900円台ですが、4月以降は初任の方で1,004円となります。職種によっては、下がる場合もあります。

教育長

ほかに御質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

ないようですので、お諮りします。

<p>各委員 教育長</p>	<p>第13号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (全員賛成) 賛成総員と認め、第13号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第14号議案</b></p>
<p>教育長</p>	<p>次に、第14号議案「ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を定めることについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>第14号議案について、御説明いたします。 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等につきましては、市長が定める規則の例によることとし条文を整備しました。市長が定める規則には、 ①勤務時間については、1日につき7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内とすること。 ②週休日の振替等勤務条件については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を準用すること。 ③休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とすること。 などが規定されていますので、これを適用していきます。 なお、休憩時間については、学校教職員と同様の時間で勤務する職があることから、第2条において、少なくとも45分を与えると規定しました。 説明は以上です。 御審議よろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは第14号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>本市の現行の臨時的任用職員は何人ですか。また、臨時的任用職員から正規職員になった方はいますか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>第13号議案に添付しました参考資料2を参照いただきたいのですが、会計年度任用職員に移行するのは市全体で500人から550人程度です。ちなみに正規職員は630人程度だったと思います。 2点目の臨時的任用職員から正規職員になった方の有無については、情</p>

<p>教育部長</p>	<p>報を持ち合わせていません。</p> <p>臨時的任用職員から正規職員にそのままスライドすることは法律上できませんので、結果的になったとしても、それは一般職の採用試験に合格したということです。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
<p>各委員</p>	<p>第14号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第14号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p><b>○第15号議案</b></p>	
<p>教育長</p>	<p>次に、第15号議案「ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>第15号議案について、御説明します。</p> <p>令和元年12月11日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、令和2年2月3日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が文部科学省より告示されました。</p> <p>この指針に伴い、令和2年4月1日より、教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置として、教職員の時間外「在校等時間」の上限を教育委員会規則にて定めることとなりました。</p> <p>第3条を御覧ください。在校時間から正規の勤務時間を除いた時間を1ヶ月45時間、1年に360時間という上限を設けます。ただし、児童生徒に係る特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は1ヶ月100時間、1年に720時間となります。</p> <p>今回提出した「ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」については、埼玉県都市教育長会、埼玉県町村教育長会、学校管理規則検討委員会にて検討された参考例を基に、埼玉県内のすべての市</p>

	<p>町村が作成しております。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第15号議案について、委員の皆様から御質問がございましたら申し上げます。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	ないようですので、お諮りします。
各委員	第15号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第15号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第16号議案</b>
教育長	次に、第16号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	第16号議案について、御説明します。
	改正内容としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会を規定した第47条の6が第47条の5に条ずれしたことによるものです。
教育長	それでは第16号議案について、委員の皆様から御質問がございましたら申し上げます。
各委員	(なし)
教育長	ないようですので、お諮りします。
各委員	第16号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第16号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第17号議案</b>
教育長	次に、第17号議案「ふじみ野市教育相談室設置条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	第17号議案について、御説明します。

<p>教育長</p>	<p>改正内容としましては、教育相談室の体制について、令和２年度から教育相談員を廃止し、発達検査や臨床心理に精通した専門性の高い教育心理相談員を増員することで、児童生徒の健やかな成長を支援するために規則の一部を改正するものです。</p> <p>それでは第１７号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>子供たちに直結したことですが、専門性が高いとは各種検査ができるのか、そういう資格があるとかということですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>臨床心理士等の資格を有している、それに伴うWISK等の経験が豊富にある者を充てるということです。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>第１７号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第１７号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p></p>	<p><b>○第１８号議案</b></p>
<p>教育長</p>	<p>次に、第１８号議案「ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>第１８号議案について、御説明します。</p> <p>第１回市議会定例会において、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正が議決されたことに伴い、施行規則の改正をするものです。</p> <p>資料を２枚おめくりいただき「新旧対照表」を御覧ください。</p> <p>改正の主な内容ですが、昨年１０月の教育委員会会議の報告を踏まえております。使用料の減免規定を整理するもので、現行第９条「使用料の免除又は減額」については「使用料の免除」に改め、減額等については必要がなくなりましたので削除し、令和２年４月１日の施行を予定しているものです。なお、その他は 語句の修正がございますが、他の規則と言い回しや、表現方法を改めたもので内容は変わっておりません。</p>

<p>教育長</p>	<p>以上です。</p> <p>それでは第18号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
<p>教育長</p>	<p>第18号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第18号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p><b>○第19号議案</b></p>	
<p>教育長</p>	<p>次に、第19号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p>
<p>大井図書館長</p>	<p>第19号議案について、御説明します。</p> <p>主な改正内容は次のとおりです。</p> <p>①利用時間を午前9時から午後8時まで一本化。(第3条)</p> <p>②大井図書館でも貸出などをするようになったので、使用許可や管理に関する規定について、「上福岡図書館長」を「図書館長」に改正。</p> <p>③会議室等の有料貸出に伴い、「利用許可証」を「利用許可書兼通知書兼領収書」に改正。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは第19号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
<p>教育長</p>	<p>第19号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第19号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p><b>○第20号議案</b></p>	
<p>次に、第20号議案「ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正する</p>	

<p>教育長</p> <p>上福岡歴史民俗資料館長</p>	<p>ことについて」を議題といたします。本議案の説明を歴史民俗資料館長よりお願いします。</p> <p>第20号議案について、御説明します。</p> <p>改正の内容は、ふじみ野市立図書館条例の改正部分に合わせて、併設する大井郷土資料館の休館日及び開館時間を変更する施行規則の改正を行うものです。</p> <p>2点ございます。頁を2つめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>1つ目は休館日についてです。定期休館日が第2月曜日だけになることから「第4月曜日及び第5月曜日」の文言を削除します。</p> <p>2つ目は開館時間です。開館時間を9時30分開館から9時開館へ変更します。その結果上福岡歴史民俗資料館と同じ開館時間となることから、表を削除したうえで文言を変更します。</p> <p>以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第20号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>(なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
<p>教育長</p>	<p>第20号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>各委員</p>	<p>賛成総員と認め、第20号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第21号議案</b></p>
<p>教育長</p>	<p>次に、第21号議案「ふじみ野市社会教育指導員設置規則を廃止することについて」を議題といたします。本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>第21号議案について、御説明します。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>社会教育指導員については、昭和47年度以降、社会教育内容の高度化、多様化に対応するため、一般教養、消費者教育、家庭教育等の指導内容別の専門的な指導者を設置する必要があるとの考えに基づき、文部省（現文部科学省）が財政的な助成措置を講じ、各市町で設置が進んだ制度になり</p>

	<p>ます。平成10年度からは補助制度が廃止され、一般財源となったところ です。</p> <p>本市においては、旧大井町で設置していた社会教育指導員を合併後も引 き続き設置し、主に生涯学習の推進役として市民カレッジふじみ野や学校 開放講座、生涯学習を推進するつどいなどの企画運営を担当しました。</p> <p>平成20年7月に国が教育振興基本計画を策定し、本市でもこの基本計 画に基づき、生涯学習課が実施してきた事業について再検討した中で、社 会教育指導員については当初役割を果たしたとの結論を得て、平成20年 度を最後に委嘱しておりません。</p> <p>本規則につきましては、令和2年度以降も社会教育指導員委嘱する予定 がないため、規則等の整理に伴い廃止するものです。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは第21号議案について、委員の皆様から御質問がございました らお願いします。</p>
教育長	活動の実態がないということですか。
丸山委員 社会教育課長	平成20年度に委嘱したのを最後に、委嘱していないということです。 よろしいでしょうか。
教育長	それでは、お諮りします。
教育長 各委員	第21号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
各委員 教育長	賛成総員と認め、第21号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<p><b>○第22号議案</b></p> <p>次に、第22号議案「ふじみ野市校内通信ネットワーク整備業務委託プ ロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて」を議題といたしま す。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>第22号議案について、御説明します。</p>
学校教育課長	<p>文部科学省の提唱する「GIGAスクール構想」の本市における実現に 向け、子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境 の整備を目的とし、高速大容量の校内ネットワーク整備とタブレットパソ コン充電保管庫の整備を令和2年度に実施する予定です。</p>

	<p>つきましては、整備にあたり最適な事業者を選定するため、ふじみ野市プロポーザル方式による業者選定事務処理要領第5条に基づき、選定委員会を設置するものです。</p> <p>なお、今後のスケジュールについては、4月下旬から5月上旬にかけて選定委員会を開催し、整備に係る企画及び機器の機能・操作性、セキュリティの確保、導入実績、価格等の観点から、業者選定を行っていきます。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第22号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>市長部局との関係は特にありませんか。</p>
<p>教育長</p> <p>丸山委員</p> <p>学校教育課長</p>	<p>市長部局との関係については、選定委員に財政課長及び情報・統計課長に加わっていただき審議をお願いします。</p> <p>個人情報セキュリティはいかがですか。</p>
<p>丸山委員</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>その点も含めて審議いただく予定です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>第22号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第22号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>○第23号議案</b></p> <p>次に、第23号議案「ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>第23号議案について、御説明いたします。</p> <p>なお、第23号議案から第26号議案まで規程の一部改正は、本年4月1日から大井図書館が指定管理者による運営に移行することに伴い、必要な条文の整備を行うものです。</p> <p>第23号議案の新旧対照表の別表第3(第5条の2関係)を御覧ください。大井図書館の項をすべて削ることとします。</p> <p>次に、先頭ページに戻りまして、別表第1(第4条、第5条、第11条関</p>

<p>教育長</p>	<p>係)を御覧ください。7の項として、先程御説明した会計年度任用職員等に関する事務を加え、決裁・専決事項ごとに決裁区分を定め、1の項の(3)賃金支弁職員の任免の決定を削りました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第23号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第23号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第23号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第24号議案</b></p> <p>次に、第24号議案「ふじみ野市教育委員会文書規程の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p> <p>第24号議案について、御説明いたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案の新旧対照表の別表(第12条関係)を御覧ください。</p> <p>大井図書館の項を削ることとします。この他、条文の整備を行いました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第24号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第24号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第24号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>○第25号議案</b></p>

教育長	次に、第 25 号議案「ふじみ野市教育委員会公印規程の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。
教育総務課長	<p>第 25 号議案について、御説明いたします。</p> <p>新旧対照表の別表第 1(第 3 条関係)を御覧ください。</p> <p>15 番、埼玉県ふじみ野市立大井図書館長印を削り、以下の項を 1 項ずつ繰り上げることとします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いします。</p> <p>それでは第 25 号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	(なし)
各委員	ないようですので、お諮りします。
教育長	<p>第 25 号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	賛成総員と認め、第 25 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	
教育長	<p><b>○第 26 号議案</b></p> <p>次に、第 26 号議案「ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>第 26 号議案について、御説明いたします。</p> <p>新旧対照表の別表(第 4 条、第 5 条関係)を御覧ください。</p> <p>1 の項中大井図書館を削ることとします。</p> <p>なお、第 4 条は職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間の特例を規定し、第 5 条はそれを定めたときの報告義務を規定した条文です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いします。</p> <p>それでは第 26 号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	

各委員 教育長	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第26号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員 教育長	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第26号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第27号議案</b></p> <p>次に、第27号議案「ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p> <p>第27号議案について、御説明いたします。</p>
教育総務課長	<p>労務の安全と公務の能率向上を図るため、常勤職員と同様、会計年度任用職員に被服等が貸与できるよう改正するものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いします。</p> <p>それでは第27号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>(なし)</p>
各委員 教育長	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第27号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員 教育長	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第27号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第28号議案</b></p> <p>次に、第28号議案「ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱を制定することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>第28号議案について、御説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>市内の特別支援学級または通級指導教室に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、2分の1の国庫補助金を得て特別支援教育就学奨励費を支給しているところですが、今後においても引き続き安定的に支</p>

<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>給できるよう要綱を定めたく、提案するものです。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>なぜ今、提案するのか、その点を説明してください。</p> <p>これまでは毎年、実施起案で決裁を受けて実施していましたが、要綱を制定し安定的に実施したいので、今回提案しました。</p>
<p>教育長 丸山委員</p>	<p>それでは第28号議案について、委員の皆様から御質問・御意見がございましたらお願いします。</p> <p>第4条第1号から第15号まで、よくできていると思います。しっかり運用してください。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p>
<p>茂井委員 学校教育課長</p>	<p>細かいことですが、第4条第1号の上ですが、「限るものする」は「限るものとする」ではありませんか。</p> <p>申し訳ありません。字句の訂正をさせていただきます。</p> <p>それでは、「限るものする」は「限るものとする」と訂正させていただきます。</p>
<p>教育長 各委員</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p>
<p>教育長</p>	<p>第28号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第28号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第30号議案</b></p> <p>次に、第30号議案「ふじみ野市学び育ちサポーター設置要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>第30号議案について、御説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>改正内容としては、学び育ちサポーターを会計年度任用職員に移行するため、身分に関する条文及び採用に係る条文を削るものです。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第30号議案について、委員の皆様から御質問がございましたら</p>

教育長	<p>らお願いします。</p> <p>確認ですが、要するにすっきりしたということですか。</p>
丸山委員	<p>会計年度任用職員の例規等で規定したということです。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
各委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第30号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第30号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第31号議案</b></p> <p>次に、第31号議案「ふじみ野市中学校教科補充講師設置要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
教育長	<p>第31号議案について、御説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>改正内容としては、学び育ちサポーターと同様、中学校教科補充講師を会計年度任用職員に移行するため、身分に関する条文及び採用に係る条文を削るものです。</p> <p>御審議よろしくお願いします。</p> <p>それでは第31号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>勤務時間や身分は教育委員会が決めるということと理解しました。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
丸山委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第31号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第31号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第32号議案</b></p> <p>次に、第32号議案「ふじみ野市少人数指導支援員設置要綱の一部を改</p>

教育長	正することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	第32号議案について、御説明いたします。 改正内容としては、学び育ちサポーターと同様、少人数指導支援員を会計年度任用職員に移行するため、身分に関する条文及び採用に係る条文を削るものです。
教育長	それでは第32号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	ないようですので、お諮りします。
各委員	第32号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
各委員	賛成総員と認め、第32号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	
教育長	<b>○第33号議案</b> 次に、第33号議案「ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。
社会教育課長	第33号議案について、御説明いたします。 令和2年4月1日に施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、本市では現在、会計年度職員制度移行により、例規の整備を行っております。それに伴い、放課後子ども教室の指導員につきましては、現在の委嘱という形態から、教育委員会からの協力依頼を受け、雇用関係のない有償ボランティアとして、事業協力者としての位置付けを明確にするための要綱整備を行うものです。 なお、この整備に伴い任期などの定めはなくなりますが、指導員においては、放課後子ども教室の運営方法等、今までと変わることはありません。 また、当該案件は令和2年2月21日（金）に開催されました令和元年度ふじみ野市放課後子ども教室第3回運営委員会において、了承を得ていることを申し添えます。 それでは第33号議案について、委員の皆様から御質問がございましたら

教育長	<p>らお願いします。</p> <p>(なし)</p>
各委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第33号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第34号議案</b></p> <p>次に、第34号議案「ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p> <p>第34号議案について、御説明いたします。</p> <p>12月のふじみ野市立図書館条例の一部改正により、大井図書館の会議室等を貸出できるようになったのに伴い、教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの対象施設に大井図書館を加えるものです。</p> <p>それでは第34号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
大井図書館長	<p>12月のふじみ野市立図書館条例の一部改正により、大井図書館の会議室等を貸出できるようになったのに伴い、教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの対象施設に大井図書館を加えるものです。</p> <p>それでは第34号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>(なし)</p>
各委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第34号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第34号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第35号議案</b></p> <p>次に、第35号議案「ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p> <p>第35号議案について、御説明いたします。</p>
教育長	<p>次に、第35号議案「ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p> <p>第35号議案について、御説明いたします。</p>
大井図書館長	<p>令和2年度から指定管理者による図書館の管理運営に移行することに伴い、委員会の庶務を大井図書館からモニタリングを後継して行う社会教育課に変更するものです。併せて、策定委員となる組織を定めた別表に保</p>

	育課及び保健センターを加えるものです。
	保健センターを加えた理由を説明してください。
教育長	生後10か月児相談時に保健センターでブックスタート事業を行っており、その調整があることから加えました。
大井図書館長	それでは第35号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
教育長	これまで大井図書館で行っていたのを社会教育課に変更することで、幅広く行えるようになるということですか。
丸山委員	社会教育課が2つの図書館のモニタリングを行いますので、委員会の庶務についても社会教育課が行うことにしたものです。
大井図書館長	ほかに御質問はございますか。
教育長	(なし)
各委員	ないようですので、お諮りします。
教育長	第35号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	(全員賛成)
各委員	賛成総員と認め、第35号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	
	<b>○第36号議案</b>
	次に、第36号議案「ふじみ野市立図書館資料の複写事務取扱要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。
教育長	第36号議案について、御説明いたします。
大井図書館長	指定管理者による図書館の管理運営に移行することに伴い、利用者が複写機器を持ち込むことの承認、複写及写しの郵送費用の前納ができないことについてやむを得ない理由があると認めることについて、指定管理者が行えるよう条文を追加するものです。
	それでは第36号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
教育長	(なし)
各委員	ないようですので、お諮りします。
教育長	第36号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員 教育長	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第36号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第37号議案</b></p> <p>次に、第37号議案「ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱及びふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱を廃止することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>第37号議案について、御説明いたします。</p> <p>臨時的任用職員はすべて会計年度任用職員に移行し、教育委員会嘱託員は、ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例において廃止となったことから、2つの要綱も廃止することとしたものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いします。</p> <p>それでは第37号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>(なし)</p>
各委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第37号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
各委員 教育長	<p>賛成総員と認め、第37号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第39号議案</b></p> <p>次に、第39号議案「令和2年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p> <p>第39号議案について、御説明いたします。</p>
教育総務課長	<p>議案を1枚めくっていただき、工事計画の一覧を御覧ください。</p> <p>新年度に行う1件500万円を超える工事は、4件です。</p> <p>一番上の特別支援学級空調機設置工事は、令和2年度から特別支援学級を設置する三角小2教室、東原小及び花の木中各1教室にエアコンを設置するものです。</p>

令和元年補正予算（第9号）が市議会で議決されましたので、直ちに契約事務に入り業者を決定し、エアコンの調達を行い、暑い時期に施工が完了する予定で新年度に繰り越します。予算額は771万4千円です。

次の非構造部材耐震化工事は、小・中学校体育館に設置しているバスケットゴールの落下防止の対策として、吊り上げ式には緊急停止措置及び脱落防止ワイヤーを、壁掛け式には脱落防止ワイヤーを取り付けるものです。1校当たり2日間程度で完了するため、体育館を使用しない日、小学校においては土・日曜日、中学校においては中間あるいは期末テストの期間に工事を行います。予算額は2,415万6千円です。

次の西小学校校舎大規模改造工事は、3か年工事の2年目です。

西校舎の屋上防水、外壁改修、内装改修等を行います。予算額は7億7,101万円です。

次のさぎの森小学校校舎大規模改造工事は、2か年工事の1年目です。

校舎の階数等で施工年度を分け、屋上防水、外壁改修、内装改修等を行います。予算額は4億130万円です。

説明は以上です。

御審議よろしくお願いたします。

それでは第39号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

教育長

(なし)

各委員

ないようですので、お諮りします。

教育長

第39号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

各委員

賛成総員と認め、第39号議案は、原案のとおり決定いたします。

教育長

#### ○第40号議案

教育長

次に、第40号議案「ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針を定めることについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。

第40号議案について、御説明いたします。

学校教育課長

平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に

	<p>関するガイドライン」が示されたことに伴い、令和元年9月に埼玉県教育委員会より「学校における働き方改革基本方針」が示されました。</p> <p>本市においても、教職員が持てる力を最大限に発揮し、生き生きと子供たちの指導に専念できるよう、教職員の働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組むための基本方針を策定することといたしました。3ページ中ほどの目標を御覧ください。県のガイドラインを受け、本市においても在校時間の超過勤務の上限を原則「月45時間以内・年360時間以内」に設定します。</p> <p>6ページを御覧ください。時間外「在校等時間」の目標を達成するために、4つの視点教職員の働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしくお願いたします。</p> <p>それでは第40号議案について、委員の皆様から御質問がございましたら</p>
教育長	<p>らお願いたします。</p> <p>しっかり進めていただきたいと思います。</p>
丸山委員	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
教育長	<p>(なし)</p>
各委員	<p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	<p>第40号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員	<p>賛成総員と認め、第40号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	
	<p><b>○第41号議案</b></p>
教育長	<p>次に、第41号議案「ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いたします。</p> <p>第41号議案について、御説明いたします。</p>
学校教育課長	<p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、学校保健安全法第23条第1項及び第2項の定めにより、これを置くものとなっており、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間として、委嘱するものです。</p>

<p>教育長</p>	<p>資料を1枚めくっていただき、一覧表を御覧ください。</p> <p>ほとんどの先生につきましては、再任をお願いしたいと思っておりますが、数名の先生については、事情により交代をされております。</p> <p>なお、学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、ふじみ野市医師会、歯科医師会、薬剤師会よりそれぞれ御推薦をいただいて選定しております</p> <p>御審議よろしくお願いたします。</p> <p>それでは第41号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第41号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第41号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第42号議案</b></p> <p>次に、第42号議案「ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて」を議題といたします。本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p> <p>第42号議案について、御説明いたします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>文化財保護法の規定に基づき、市の区域内に所在する文化財の調査保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議するための機関としてふじみ野市文化財保護審議会を設置しています。定員は10名となっております。</p> <p>委員は、文化財に関し専門的、技術的に高い識見を有する者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱しています。</p> <p>今回の提案は、10名は再任とさせていただき、委嘱について提案するものです。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは第42号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>

各委員 教育長	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第42号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員 教育長	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第42号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○第43号議案</b></p> <p>次に、本日、追加議案として提案しました、第43号議案「ふじみ野市障がい者活躍推進計画を策定することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p> <p>第43号議案について、御説明いたします。</p>
教育総務課長	<p>まず、策定の経緯ですが、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（障がい者活躍推進計画）を改正法の施行日である令和2年4月1日までに作成することとされました。</p> <p>障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、ふじみ野市役所全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そこで、障がい者を有する方の視点に立つとともに、「ふじみ野市障がい者プラン」の基本理念を踏まえ、「障がい者活躍推進計画」を策定することになったものです。</p> <p>計画は任命権者ごとに策定が義務付けられていますが、本市では職員の任免、人事異動など人事に関することは、市及び教育委員会が一括で行っていることから法律の特例が認められ、市全体で法定雇用率を算定しています。このため、計画案は市長部局の人事課とともに厚生労働省が示した「障がい者活躍推進計画の作成手引き」に沿ってとりまとめ、市長が策定する計画と同じ内容のものを今回提出しています。なお、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。</p> <p>計画の内容ですが、4ページで本市の状況をまとめました。本市教育委</p>

	<p>員会の実雇用率は昨年6月1日現在、3.06%で法定雇用率2.5%をクリアしています。5ページになりますが、採用1年後の定着率は100%で、平均勤続年数は20年1月で、民間企業よりも職場定着度は高くなっています。</p> <p>6ページ、7ページでは、障がい当事者である職員へのアンケート結果をまとめています。70%以上の職員がふじみ野市役所は働きやすいと答え、同様の割合で市役所内での障がい者雇用への理解が進んでいると答えました。</p> <p>これらの状況をもとに、8ページ以降で障がい者の活躍推進に向けた取組をまとめました。</p> <p>推進体制の整備や職務の選定・マッチング、職場環境の整備などの項目ごとに基本的な考え方を示しました。取組内容については、推進体制の整備に関するものとして、「障害者雇用推進者」の選任、「障害者職業生活相談員」の配置など、障がい理解の促進に関するものとして、新規採用職員向け研修及び接遇研修において、障がいのある方に対する様々な視点や配慮等を学ぶことを位置付けました。</p> <p>数値目標は、10ページにおいて、令和6年6月1日時点での市全体の雇用率を2.8%と設定しました。</p> <p>最後になりますが、本計画は県労働局の説明会が開催されたのが2月10日で、短期間で作成しなければならなかったことから、議案が追加で、しかも当日配付になり、事前に御覧いただくことができなかったことを御詫び申し上げます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p> <p>それでは第43号議案について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>本市は法定雇用率をクリアしていますか。</p> <p>4ページに記載をしましたが、法定雇用率を達成しています。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p>
教育長	
丸山委員	
教育総務課長	
教育長	
各委員	

教育長	<p>第43号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
各委員 教育長	<p>賛成総員と認め、第43号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、報告事項「令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第9号）について」教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育長 教育総務課長	<p>報告事項、令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第9号）について御報告いたします。</p> <p>資料を御覧ください。資料は、歳入、歳出の順に課ごとにまとめました。金額の増減の大きなものを説明します。</p> <p>まず、歳入を御覧ください。1ページ上の段の学校施設環境改善交付金です。駒西小学校大規模改造工事（Ⅱ期）が完了したことにより、5,416万5千円を計上しました。第Ⅱ期工事では北校舎、南校舎の屋根防水工事、外壁改修工事、建具取り替え及び改修工事、受水槽改修工事、キュービクル改修工事、内部改修工事を行いました。</p> <p>下段は、GIGAスクール構想による公立小中学校の校内通信ネットワーク整備に係る補助金です。予算額は、1校当たり3,000万円の19校分の2分の1の額で積算しました。</p> <p>3ページ下の段を御覧ください。民間開発発掘調査委託金が932万円の減額になっていますが、これは、試掘から本調査に移行した民間開発物件が少なかったためです。</p> <p>次に歳出を御覧ください。1ページの小学校費及び中学校費ですが、まず、特別支援学級空調機設置工事です。工事内容等については、先程の工事計画で御説明したとおりです。駒西小学校校舎大規模改造工事の設計監理料及び工事請負費の減額は、契約差額によるものです。</p> <p>次に、2ページの03教育指導費、上から6番目の委託料の増額です。児童生徒1人1台のパソコン等の使用に支障が出ないように、10Gbpsの高速校内通信ネットワークを整備するため、5億7千万を計上しました。なお、ALTの派遣業務の150万7千円の減額と相殺し、資料では、補正要求額を5億6,849万3千円の増額になっています。</p>

<p>教育長</p>	<p>次に、3 ページの民間開発発掘調査事業の臨時的任用職員賃金 6 6 0 万 7 千円の減額ですが、歳入での説明と同様、試掘から本調査に移行した件数が少なかったことによるものです。</p> <p>その他については、資料に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員 学校教育管理監</p>	<p>高速校内通信ネットワークの整備は、これ以外の予算は必要ですか。</p> <p>この補正予算は校内ネットワークの環境整備に限定するものです。学校から外に出ていくネットワークの構築と 1 人 1 台の端末の整備につきましては、これとは別の予算になります。端末の整備につきましては、端末 1 台の上限を 4 5, 0 0 0 円とすることが国から示されていますので、それに沿いながら今後、補正予算あるいは当初予算の準備をしていきたいと考えています。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>(なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、報告事項「令和 2 年度ふじみ野市一般会計予算について」教育総務課長より報告をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告事項、令和 2 年度ふじみ野市一般会計予算について、歳入・歳出の順に主なものを御説明いたします。</p> <p>資料の歳入 1 ページを御覧ください。教育総務課の入学準備金・奨学金貸付金返還金のうち、奨学金の現年度は令和元年度に比べて少なくなっています。平成 3 0 年度から利子補給方式に変更し、新規貸付がなくなることにより、返還金についても既に貸し付けた分の返済のみとなるため、今後、貸付金返還金は逡減していくこととなります。</p>

次に、3 ページの一番上、学校給食費保護者等負担金現年度分が大きく増額となっています。

これは、令和2年4月から、小学生は月額4,100円を4,300円に、中学生は月額4,850円を5,100円にそれぞれ負担金を引き上げることによるものです。

次に、6 ページの上から2 番目の大井中央公民館使用料、8 ページの同じく上から2 番目の上福岡西公民館使用料の増額についてです。

これは、使用料の減免見直しにより、公民館施設使用料及び備品使用料の増加を見込んだものです。

逆に、7 ページの上から2 番目からのコミュニティーセンター使用料及び勤労福祉センター使用料、上福岡公民館使用料は、施設が大規模改修を行うため休館となることから減額となりました。他に比べ勤労福祉センター使用料の減額幅が小さいのは、10 か月前からの申込みであるため、令和3年4月以降に使用するため納入される使用料が令和2年度中に収入となるためです。

次に歳出について御説明いたします。

まず、全課に渡ることとしまして、先程議案で御説明しました臨時的任用職員から会計年度任用職員へ移行することによる人件費の上昇が、昨年度に比べ予算額が増加している要因の1つになっています。例えば、市が各小学校に配置している事務職員ですが、19人で約1千万円の増額となっています。

歳出の1 ページ、教育総務課の下から4 つめの小学校施設管理事業、その下の小学校大規模改造事業、1 つ飛んで下の中学校施設管理事業の増減は、いずれも工事量の増減によるものです。新規事業としては、工事計画で御説明しました非構造部材耐震化工事や小中学校校舎等の劣化度を調査する建築基準法第12条に準じた点検を実施します。

次に、2 ページの学校教育課、1 番上の教育支援事業ですが、特別支援学級等介助員の増員、会計年度任用職員への移行に、来年は小学校教科書採択に当たることにより、指導書・デジタル教科書の購入で約7,700万円が加わり、約1億円の増額となっています。

次に、3 ページの上から2 つ目、なの花学校給食センター管理運営事業

約1,500万円の増額は、会計年度任用職員への移行で約50万円の増額、光熱水費が約109万円の増額、賄材料費約800万円の増額、維持管理運営費約550万円の増額となっています。

次の4ページ、社会教育課予算の増減は備考欄に記載のとおりです。

次の5ページ、大井図書館と大井中央公民館の予算の増減についても備考欄に記載のとおりです。大井図書館管理運営事業は、指定管理料の計上による増加となっていますが、比較対象の令和元年度予算では正規職員の人件費は別計上となっています。

次の6ページ、7ページ、上福岡公民館、上福岡西公民館、上福岡歴史民俗資料館の予算も備考欄に記載のとおりです。上福岡公民館の予算は、先程歳入で御説明した大規模改修による休館で大きく減額となっています。

最後の8ページ、大井郷土資料館、福岡河岸記念館予算は資料に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

教育長

(なし)

各委員

御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

教育長

(異議なし)

各委員

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

教育長

### ○報告事項

教育長

次に、報告事項「令和2年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」教育総務課長より報告をお願いします。

教育総務課長

令和2年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について御報告いたします。

市議会定例会は2月20日に開会し、3月17日までが当初の会期でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため短縮され、3月12日に閉会しました。

一般質問は3日間にわたって行う予定でしたが、1日に短縮され、各会派1名までによる一般質問を行うこととなり、1つの会派の所属議員が大きな項目で5項目質問しました。この中で教育に関する一般質問は、大きな項目で2項目でした。

質問内容を見ますと、学校教育課の所掌に関する質問としては就学援助制度の拡充に関する質問、社会教育課の所掌に関する質問としては利用しやすい公民館に関する質問をいただきました。

それぞれの質問の内容及びそれに対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりです。

一般質問の概要に関する御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

教育長

(なし)

各委員

御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

教育長

(異議なし)

各委員

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

教育長

### ○報告事項

教育長

次に、報告事項「ふじみ野立小・中学校通学区域（ふじみ野市大原二丁目1735番1外）の編成の諮問の変更について」学校教育課長より報告をお願いします。

学校教育課長

ふじみ野立小・中学校通学区域（ふじみ野市大原二丁目1735番1外）の編成の諮問の変更について、報告します。

令和元年10月23日開催の定例教育委員会会議において、議決をいただいた第37号議案「ふじみ野市立小・中学校通学区域（ふじみ野市大原二丁目1735番1外）の編成の諮問」につきまして、年度内に小・中学校学区審議会の開催が困難となったことから、諮問内容の一部を変更しましたので報告するものです。

イトーヨーカドーの跡地の通学区域について、今年度開催した小・中学

<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>校学区審議会の意見を踏まえ、当該地域の通学区域については、上野台小学校、元福小学校及び葦原中学校の通学区域から一旦除外し、住居等の開発計画の詳細が明らかになって時点で、通学区域を再編成することとしておりました。</p> <p>当初は、開発業者からの建築計画の公表については、令和2年1月中旬に行われる予定でしたが、3月中旬から下旬に変更となりました。</p> <p>つきましては、年度内の小・中学校学区審議会の開催が困難となったことから、翌年度の開催とし、別紙諮問の施行年月日を令和2年4月1日から令和2年9月1日に変更したものです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>すでに3月下旬になっているので、その点を説明してください。</p> <p>新型コロナウイルスの関係で説明は開催されていません。ただし、看板等では建築計画の内容は表示されていまして、新年度に審議会を開くことは可能です。</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>説明会は開かないことになったのですか。</p> <p>今のところ未定の状態ですが、情報等については先程申しあげましたように示されています。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員 学校教育課長</p>	<p>新型コロナウイルスの感染が収まる前提でしょうか。</p> <p>説明会自体は新型コロナウイルスの影響があるのかもしれませんが、本年10月に着工するという情報は入っていますので、審議会の開催は可能と考えています。</p>
<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p><b>○報告事項</b></p>

教育長

社会教育課長

次に、報告事項「ふじみ野市文化財保護審議会の答申について」社会教育課長より報告をお願いします。

ふじみ野市文化財保護審議会の答申について、御報告いたします。

令和元年7月29日付けで教育委員会より文化財保護審議会に対し、「ふじみ野市として収集していくべき文化財資料の基準及び保存に関する基準について」諮問させていただきました。

諮問の背景としましては、資料館や文化財保護係において収集・保管している文化財資料の収蔵スペースが飽和状態となっており、限られた収蔵スペースを有効に活用し、貴重な文化財資料を未来に伝えていくために、ふじみ野市として収集していくべき文化財資料の基準及び保存に関する基準について諮問をさせていただいたところです。

今回の答申のポイントとしましては3点です。

1点目が資料収集基準の1つとして「ふじみ野市を特色づける文化財資料」11項目を挙げていただいた点です。いずれもふじみ野市の歴史を語る上で重要な位置を占める文化財資料であり、保存と活用についても重点を置いていくべきものであるとの御意見をいただいています。各文化財の詳細につきましては別紙概要説明を参照してください。

2点目が個別の資料収集基準についてです。

文書資料を中心とする歴史資料については、江戸期以前の文字資料は必ず収集し、それ以降の資料についても、まちの変遷を知る上で重要と思われるものについては収集することの御意見をいただきました。

また、行政文書については、毎年廃棄される文書から本市において後世に残すべき資料を選択、収集するために11の基準を提示していただきました。

民俗資料については、地域の特性や、暮らしの推移を理解するために必要な資料を収集すること、また、その収集基準として7つの基準を挙げていただきました。

さらに、近年、電化製品の寄贈依頼が多くなっていることから「生活の器械化資料」という項目を設け、戦後の高度成長期や団地の草創期にあたる昭和30年代の電化製品は生活の移り変わりを知る上で必要なものに限って市内からのみ収集、昭和40年代以降のものについては原則収集しな

	<p>いという基準を提示いただきました。</p> <p>埋蔵文化財資料につきましては、埼玉県出土品取扱基準に準じて精査することとの御意見をいただいております。</p> <p>3点目は文化財資料の活用についてです。</p> <p>資料の活用にあたっては、資料一覧の作成や古文書資料のデジタル化に取り組み、検索機能の向上や活用の推進を進めること、また、学校教育だけでなく医療福祉分野との連携など、他分野との連携による活用を進めるよう御意見をいただきました。</p> <p>附帯事項としましては、良好な収蔵スペースの確保及び市民への公開、現在使用している仮収蔵庫について、資料一覧の作成、文化財行政にかかわる職員の資質能力向上について御意見をいただいております。</p> <p>以上、答申の概要を説明させていただきました。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
教育長	
丸山委員	現在収蔵している場所はどこですか。
社会教育課長	勤労福祉センター、清掃センターの倉庫、資料館等の収蔵施設の一部に収蔵しています。
丸山委員	将来にわたって、大井郷土資料館にあるものはそのまま収蔵されるのですか。
教育部長	大井図書館移転後の活用については、市で決定していないので、どのようになるのかわかりません。
丸山委員	文化財の保護は大きなことだと思います。将来の方向性はどこで決めていくのですか。
教育部長	文化財の保存は大切なことです。保存場所に苦慮しているのは本市だけではなく、他の自治体でも実情は同じです。そうであれば、例えば2市1町で広域化をするなどの検討をする必要があります。現在、2市1町の歴史民俗資料館の館長が協議し、具体的にこのようにするというところまでは至っていませんが、方向性を探っているところです。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(なし)
	御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでし

教育長	<p>ようか。</p> <p>(異議なし)</p>
各委員	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
教育長	<p>以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p><b>○各課からの報告</b></p> <p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(各説明員が、今年度事業の総括及び教育委員へのお礼を述べた。)</p>
教育長	<p><b>○次回の日程等</b></p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>今回は、令和2年4月21日(火)午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p>
各委員	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p>
教育長	<p>それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、学校教育管理監、教育総務課長以外の職員は退席をお願いします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
教育長	<p><b>○第38号議案</b></p> <p><b>【非公開】</b></p>
教育長	<p><b>○非公開の解除</b></p> <p>ここで非公開を解除し、改めて第38号議案「令和2年度ふじみ野市教育委員会職員人事について」が可決されましたことを御報告いたします。</p> <p><b>○閉会の宣告</b></p>

教育長	以上で、令和2年第3回定例教育委員会会議を閉会いたします。 大変長時間にわたり、ありがとうございました。
(21時10分)	